

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和8年7月6日（月）午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
2 番	山	口	吉	広	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村	九	三	男
10 番	西	村	和	樹	
11 番	西	野	英	紀	
12 番	松	本	吉	博	
13 番	森		一	博	
14 番	加	瀬	千	代	
15 番	寺	内	一	郎	
16 番	戸	田	治	巳	
17 番	内	田	孝	司	
18 番	村	田	良	文	
19 番	樋	口	敏	昭	
20 番	林		吉	一	

4. 遅刻委員 1 番 村 田 和 弘

5. 会議録署名委員 4 番 上 田 幸 子
 8 番 石 塚 加 津 美

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪 田 智 子
農業委員会事務局次長	浪 江 隆 仁
農業委員会事務局	田 中 和
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 (3 条許可)

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地
 に係る買受適格者証明願 (買受適格証明 (3 条許可))

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
 (貸借権設定)

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に
 ついて (5 条届出)

報告第 2 号 農地の使用貸借解約通知書について
 (使用貸借の合意解約)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ただ今から令和８年第７回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の総会につきましては、今期委員の皆さまの最後の総会となりますので、信貴町長と本郷部長にお越しいただきました。ここで、信貴町長からご挨拶を頂戴したいと思います。町長よろしくをお願いいたします。

(町長)

町長あいさつ

(事務局長)

信貴町長、ありがとうございました。信貴町長と本郷部長におかれましては、次のご公務がございましたのでここでご退席されます。どうもありがとうございました。

～ 町長、事業環境部長 退席 ～

(事務局長)

それでは本日の出席委員は、農業委員が１４名中１３名、農地利用最適化推進委員が６名中６名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお、村田和弘委員におかれましては、少し遅れるという連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

また、さる６月２５日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

１番 村田和弘委員

６番 田中会長

８番 石塚委員

１９番 樋口委員

事務局２名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをよろしくをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|---------|---|-----|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) | 2 件 |
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する
農地に係る買受適格者証明願
(買受適格証明 (3 条許可)) | 1 件 |
| 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定) | 5 件 |
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届
出について (5 条届出) | 2 件 |
| 報告第 2 号 | 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約) | 1 件 |

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。4 番の上田委員、8 番の石塚委員、両名の方どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、議案第 1 号から進めてまいります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

まず、議案第 1 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 1 8 と受付番号 1 9 の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 1 8 は、報告第 2 号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約受付番号 1 と関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号18について説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第2号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約を先に報告いたします。

報告第2号受付番号1について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年6月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号18について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施いただきました。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じ1ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、新規就農者に対するヒアリング調査の報告をこれも調査委員からよろしく願いいたします。

(●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第3条許可の要件である「効率的に耕作することができるか」、「農作業に常時従事できるか」、「地域との調和要件を満たせるか」などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われま。

(会長)

議案第1号受付番号18及び報告第2号受付番号1について、ただ今、報告がございましたけども、この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号18を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第1号受付番号19の案件について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号19について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書4ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件につ

(●●委員)

いて、満たしているものと思われます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 19 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第 1 号受付番号 19 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号に入ります。議案第 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格者証明願、買受適格証明ですね、を議題といたします。

まず、議案第 2 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしく願いをします。

(●●委員)

議案第 2 号受付番号 1 の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、草が生えていました。

(会長)

それでは続きまして、議案第 2 号受付番号 1 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

初めての案件ですので、買受適格者証明について、少し説明をさせていただきます。

競売に参加して農地を取得しようとするには、農地として利用する場合は農業委員会、転用して利用する場合は京都府が発行する買受適格証明書の交付を受ける必要があります。

本案件は、農地として利用するため、申請人が農地を買受けることができるか否か、農地法第 3 条の許可基準に沿ってご審議いただくものです。

(事務局)

なお、事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人等の決定を受け、後日、農地法第3条の許可申請が提出された場合、その申請内容が今回の適格証明願の申し出内容と同じであると会長が認めた場合には、許可相当とする旨の附帯決議もあわせてお願いいたします。

それでは、議案第2号受付番号1について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。現地調査の報告にもございましたとおり、現地は雑草が生えていますが、申出人が決定を受けた場合は、除草の上、水稻作付を行うとお聞きしております。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号1について、ご意見ご質問等はございませんか。

(村田和弘委員 午後1時44分 入室)

(会長)

あまりない案件ですけども、よろしゅうございますか。ご理解していただきましたか、よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第2号受付番号1について、適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適格者であると証明をします。

また、当該地において、申請人から農地法第3条の許可申請があった場合は、今回の申請内容に変更がなければ、会長専決として許可し、許可後の定例総会においてご報告をさせていただきますこととします。

(会長)

続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、貸借権設定を議題とします。

まず、議案第3号受付番号67から受付番号71について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号67から受付番号71の案件につきまして、報告させていただきます。

受付番号67の●●●●●●●●●●、受付番号68の●●●●●●●●●●、受付番号69の●●●●●●●●●●及び受付番号71の●●●●●●●●●●については、草が生えていました。

その他の該当地については、特に問題ないものと思われま

す。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号67から受付番号69、3件ございますが、借り手が同じですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号67について、議案書8ページをご覧ください。

次に、議案第3号受付番号68については、議案書9ページをご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号69については、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、借人が新規就農者ですので、現地調査の際に借人本人に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施いただきました。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

(事務局)

また、本日机の上に配布いたしました資料 A の 1 ページをご覧ください。こちらは 7 月 3 日事務局が対象農地を撮影したものです。現地調査時には一部草が生えておりましたが、ご覧のとおり草刈りがなされていました。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、新規就農者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の結果の報告をさせていただきます。

営農計画をもとに借人に対しヒアリング調査を行い、草刈りについても指導を行った結果、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 67 から受付番号 69、3 件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第 3 号受付番号 67 から受付番号 69 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第 3 号受付番号 70 につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 70 について、議案書 12 ページをご覧ください。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条調書については、議案書 13 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 5 ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第 3 号受付番号 7 0 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号受付番号 7 0 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号受付番号 7 1 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 7 1 について、議案書 1 4 ページをご覧ください。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条調書については、議案書 1 5 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 6 ページ、7 ページ、8 ページをご覧ください。

また本日、机の上に配布いたしました資料 A の 2 ページをご覧ください。こちらは 7 月 3 日事務局が対象農地を撮影したものです。現地調査時には一部草が生えておりましたが、ご覧のとおり草刈りがなされておりました。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第 3 号受付番号 7 1 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号受付番号 7 1 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出、受付番号4と受付番号5は関連する内容でもありますので、まとめて報告をします。事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号4について、議案書16ページをご覧ください。

次に、報告第1号受付番号5について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。一体で仮設事務所及び仮設倉庫と駐車場として転用される内容となっています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件については、令和8年6月17日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

報告第1号受付番号4と受付番号5の2件の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので、報告第2号はすでに先ほど報告済みですので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時53分 終了 —————